


# 美容所関係

## ●新規届出 ※名義変更を含む

美容所の開設をしようとする者は、事前に届出を行い、施設の構造設備が美容師法、群馬県美容師法施行条例で定められた基準に適合することの確認を受けなくてはならず、確認を受けた後でなければ営業することはできません。

※書類は営業予定日の14 日前を目安に提出してください。

※美容所の図面については、工事前にあらかじめ相談することをおすすめします。

1	美容所開設届	URL : <a href="https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/13400.html">https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/13400.html</a>	
2	構造設備の配置状況がわかる平面図 ※定規等を使用し手書きしたものでも可。	寸法の入った図面	
3	施設への見取り図 別紙様式	住宅地図等の写しも可	
4	医師の診断書	美容師全員分	
(美容師ごとに、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病記載が必要)			
5	美容師免許証（美容師ごとに必要）とその写し	原本持参	
6	管理美容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類	美容師が常時2 名以上いる場合に必要 (原本持参)	
7	国籍のある住民票	(開設者が外国人の場合)	
8	検査手数料 16,000 円	(群馬県証紙)	
9	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から3 ヶ月以内のもの (開設者が法人の場合のみ)	

## ●変更届 別記様式第5号 URL: <https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/608511.html>

次のような変更を生じたときは、変更届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

なお、変更内容によって必要な添付書類が変わりますので、ご注意ください。

変更内容		必要添付書類（原本を持参）
1	(個人) 結婚、離婚等による改姓	戸籍抄本等
	(法人) 名称、代表者氏名等の変更	登記事項証明書（会社法人用）、役員の一覧
2	(個人) 届出者住所（住まい）の変更	住民票等（施設と併用の場合は新規）
	(法人) 本社所在地の変更	登記事項証明書（会社法人用）
3	構造設備を変更した場合	変更部分を明らかにした図面
		設備の配置図
4	新しく美容師を雇用する場合	医師の診断書、美容師免許証と写し
5	新しく管理美容師をおく場合	医師の診断書、管理美容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類
6	省令第19条第1項第6号に規定する事項を変更した場合	医師の診断書

※写しを提出する場合は、原本を必ず持参してください。担当者が確認をさせていただきます。

●廃止届 別記様式第6号

URL: <https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/608511.html>

次のような場合、廃止届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

1 美容所を廃止した
2 美容所を移転した
3 届出者（個人から法人（逆も））が変わった
4 届出者が死亡した

※ 2は新たに届出が必要です。

※（3、4で相続、法人の合併又は分割の場合は美容所開設者地位承継届が必要です）

●その他

次のような場合、承継届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

☆ 個人（相続） 別記様式第7号

※ 相続では美容師免許等を有している方がいない場合、相続はできません。

☆ 法人（合併又は分割） 別記様式第8、第9号

※ 記載事項も変更になるため、変更届出も必要になります。

☆ 構造設備確認証を無くしてしまった場合は、再交付はできません。

その場合は証明願いを提出してください。手数料（群馬県証紙400円）で証明書を交付します。

※ 証明願の様式については、保健福祉事務所担当者に確認してください。

出張美容を行おうとする場合は、事前に届出てください。詳細については、こちら



出張理容・出張美容の届出等について（群馬県HP）

URL: <https://www.pref.gunma.jp/page/6197.html>